

「障害は、『欠陥』でも、『故障』でもないでしょ！！」へのコメント

当 HP の「障害は、『欠陥』でも、『故障』でもないでしょ！！」の記事を目にしたメル友から、早速コメントをいただきました。

また、11月21日に盲・ろう・養護の障害別に分かれている学校制度を改め、複数の障害に対応できる「特別支援学校」（仮称）が2007年度から「特別支援学校（仮称）」に衣替えすることが報じられました。

それらへのコメントを、また私の返信もまじえ、参考までに転記・紹介します。

これからもコメントをいただきましたら、随時転記・追加しますので参照下さい。

2005. 12. 21. 阿部幸泰

①どうも学校教育法などと、風向きの悪い話載っておりましたが、～部はけしからんというのは、養護学校と名乗っているのも、その中に小学校、中学校じゃまずいかな、といった程度じゃないでしょうか。

よく私学ではそんな感じの呼び方があるような。

養護学校という呼び方も不景気だ。イーハトーブ学校とか名称変更したいという意見もでています。主に進路部ですね。養護学校というと嫌なイメージが世間にあるのだそうです。

「障害」も「障がい」「しょうがい」と、漢字を止めろといわれています。

学校教育法で変わったのは、精神薄弱が知的障害になったぐらいですね。

「準じる」もムツとくるとのことですね。障がいに基づく種々の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、「自立活動」という領域の指導を行うことになりましたが、一般のカリキュラムに自立活動を足すと、通常の子より時間数が多くなります。

そこで、どっかを減らしたり合体したりして、週の時間数を変えずに自立活動を組み入れます。すると指導要領の時数より減じた教科がでてきます。

それでもOK、というのが「準じる」の意味です。

欠陥とか故障とか、馴染まない言葉遣いがあるわけで、法というのはタイムリーに変えられないとしても、課題意識は持ちたいです。

まず学校関係者のいいわけ、といったところで。

①への返信

「～部はけしからん」とは云っていません。

メル友は他分野の方で、～部というと大学の教育学部のようなイメージで、最初に聞いた時に違和感を感じたということのようです。

ただ、一般の方々に通じない、理解を得られないその領域だけの人に通じる独自の語彙、概念を使うのは、どうかなと思います。ひいては、子どもの理解に繋がることですものね。

「養護学校というと嫌なイメージが世間にあるのだそうです。」は、そうでしょう。

学校教育法のような障害概念だと、「欠陥、故障ある子ども」ということになりますものね。

恐らく親たち、親の会も、福祉サイドの支援者（団体、グループ等）も、学校教育法上でこうした語彙が使われていることに気づいていなのではないでしょうか。もし気づいていたらとっくに声が聞こえてきますよね。ですからこの際と思い、記事にした訳です。

嫌なイメージだと先生方が気づくなら、養護学校の名前を変えるだけでなく、基本的な法改訂に向けて声を上げろよ！と云いたくなります。

自分たちの守備範囲だけの養護学校の名を変えるような小手先では、社会のイメージは変わりませんよ。

教師たちが障害児問題を理解し難いのは、どうも採用試験勉強で無意識の内に障害児観が植え付けられているのではないかなと、つくづく思いました。これじゃあ、教師が動かないのも何となく分かります。

まして、養成大学の教官たちが、それを問題にしようとしらないのもおかしな話。

それでよく、「障害児を理解して」とか、「障害児の目線で」なんて学生を教育しているのが不思議です。

社会の障害児観を変えるには、何世代もかかります。それだけに、次世代を育てる任を担う教師採用試験のために、いつの間にか今の学校教育法のような障害児観を受験のためとはいえ持つようでは困るので、教師も養成大学の教官も法改訂に声を上げて欲しいのです。その意図での HP 記事です。

②学校教育法は1947年公布の法で、当時の用語がたくさん残っていていらつく表現がちりばめられております。

法にかみつくのは体力を消耗するので、無視しているだけというのが良からんのでしょ
うね。他の部分も含めて検証します。

ADHD注意欠陥多動は、いいんでしょうね。

昔、特殊学級はけしからん、特殊とは何事だ。障害児学級と呼べ、という議論があつて、
障害もヤバイんでは、と思いながら使ってきましたが、今はやはり使いにくい表現となつ
ています。

表現は難しいですね。

②への返信

ある語彙がよくて、ある語彙はダメと、表現云々だけを云ってるつもりはありません。

要は、その人がどういう想いをこめて、その言葉を使うかが問題と思います。

反面教師的に使うために、他の多くの人々が避けている語彙をあえて使う人もいます。

そこで、「違うじゃない？」ということから、話し合い、別な見方、意見があることを
知り、理解が進むものと思います。

今は、なぜその言葉を使うかの自らの中での検証なく、「人が使うから」だけで済ませ
ているから、何も伝わらないのです。

言葉は確かにコミュニケーション手段の一つですが、使う言葉の中にその人の考え、思
想が反映されていることを意識していいのでないかと思います。

「みんなで渡れば怖くない」のように何の吟味もなく、また、好き勝手な言葉を使うだ
けでなく、人と異なる言葉を自らの意見を添えて言えてこそ、個性と思います。

個性＝アイデンティティーですものね。

そうした意味で、HPの記事で「みなさんは、どう思いますか？」と、問いを投げかけ
ているのです。

具体的に云えば、法がそうだからというだけで、障害を「欠陥」、「故障」というよう
なとらえ方であなただけはいいのですかと、みなさんに問いかけている訳です。

以上のことは個人サイドのことで、社会の規範となる法の一つである学校教育法が、こ

うした障害児観の社会であっていいのかは、どうでもいいという訳に行きません。どうでもいい、法文も法文を作る人の好みの語彙でいいとなれば、この社会に法は必要ないということになりますものね。法文表現が時代にそぐわなくなったら改訂すればいいのです。

この側面は、理解いただけると思います。

③学校教育法のこと拝見いたしました。

学校教育法の歴史は知りませんが、戦後まもなく作られた法律かとお見受けしました。

これだけ福祉政策の充実をうったえられている世の中で、改定されることなくそのままのようですね。

まだまだ日本の政治家は成熟されていない気がいたしました。

③への返信

政治家というより、当事者、親、周りの意識、動きでしょうね。

当事者、親からの請願があり、官僚が法案を作る時、いわゆる専門家に諮問しますものね。政治家はそれを国会で承認すればいいだけの話。

諮問の前に、こんなに教員養成校、しかも大学の先生方が本当に障害児のことを考えて、各学会連名でも文科省に意見具申すれば、官僚は応じると思いますよ。

だって、学会の働きかけで痴呆が認知症に変わるように、こうした改訂はそう難しいことでなく、各学会（いわゆる専門家集団）の意見具申だと思います。

日本の社会は、いわゆる専門家というものの意見に弱い。何でもかんでも専門家の意見を参考にしたがる。その最先端は、大学の先生とと思っているフシがある。TV等で何かというと大学の先生がコメンテーターとして出てくるでしょ。

だから、当事者、親は、いかに大学の先生方を巻き込み理解者とする日頃の取り組みが必要と思っています。

つまり、当事者、親は待ちの姿勢でなく、日頃の行動力が大事ということです。

④ HP の「障害」については全体の流れと文脈がつかめませんが、私の研究では、障害は特別な援助を必要としているということです。

私たち誰もが生きていく上で何らかの助けを他の人から受けていますが、（これは好むと好まざるとに拘わらず生きていく上で人が interaction を持った時点で始まると、私は考

えています)障害があるということは、特別な援助が必要なわけです。

あるとき障害という言葉が全然使わず、特別な援助を必要とする子どもの親にアンケートをお願いしたとき、逆に回答者の方から、“自分の子どもはこういう状態です”などと様子を説明して回答してくださる方々がいて、感謝し感動した経験もありました。

2001年のWHOの障害に関する考え方は世界の新しい方向を示す一つと見ていいと思いますが、いかがでしょうか？

④への返信

WHOは、従来の障害の分類は障害という概念のマイナス的側面を対象としていたという反省から、2001年に国際分類改訂版が採択されましたよね。

にも拘わらず、日本では学校教育法のようなマイナス的側面を対象とする法文を改訂する動きがなぜ出てこないのか、不思議と云うしかありません。

(政府は自衛隊のイラク派遣には、あんなに「国連の決議を尊重して……」というのよね。日本の教育行政の基本となる学校教育法では国連とは関係なしというのでは、どうも国連尊重という政府とは思えませんよね。)

世間ではいわゆる知識人の集団と思われている各学会(学校教育法絡みだけでなく、特に教育関係学会)から、その問題提起、動きが出てこないのはどういうことかと、いわゆる知識人、まして各学会をリードしている役職の先生方にも問いかけもしたいので、HPの記事にあえて「各学会」という記述をした訳です。

⑤私も小学部というふうに[部]が付くのが不思議でした。

なぜ私たちが通っている学校のように1年生、2年生とつかないのでしょうか・・・

それにはやはり、「差別」というものがあるように私は感じました。

私は先生の授業も受け、障がいは個性だとおもいますし、障がいにもいろいろなものがあることも知っています。しかし、そんな考えの人はすくないですよ・・・

法律に関しても、もう少しこのような考えの人がいれば、とっくに変わっているものだとおもいました。

私たちは、まだまだ差別という中で暮らしているのだとかなしくなりました。

⑥そんなに早く(2007年度から)特別支援学校が設置される方向に進んでいるんです

ね。とても複雑な思いです。

「複数の障害に対応」とありますが、1人の教師がいくつもの障害のスペシャリストになれるとは思えないのです…。

今後私が担当することになる児童にはいかなる障害のある子どもであろうと、全身全霊で係わり合っていくつもりですが。

盲学校には盲学校の専門性、聾学校には聾学校の専門性、…というように、それぞれの学校に、それぞれの専門性があると思います。

それを受け継いでいくことがとても大切だと思うのですが…。

でも実際は3～4年で異動で、受け継いでいくということが難しいです。

もっとそれぞれの学校の教員がそれぞれの学校で専門的な教育を受け継ぎ、提供していくことができるような制度ならいいのですが…。

⑥への返信

障害児教育の教師の専門性についての自分の考え、危惧は、「特殊教育、専門免許統合の記事に思う（マスコミ等コメント関係（Ⅱ）、2005. 5.16. : 参照）」に触れましたとおりです。

この記事から推測できるように、現実問題として、「特別支援学校（仮称）」は、地域の知的養護学校に肢体不自由の通常学力の子を入学させることが総合養護学校化だとなってしまうそう。

また、地域の特殊学級の子も養護学校に入れましようと思われます。教育の改革が分離教育強化に終わってしまうような気がします。

LD、ADHDの子どもたちも現養護学校に大量に流入しそうです。一般の学校はまさに通常の子どもだけにしようとしてるように思えてなりません。

こうしたことも予想されるだけに、養護学校統合化については学校教育法の障害児観から変えないと、障害児は益々差別化、分類化されるのではないかというのが、僕の危惧するところあり、それ故にHPに「障害は、『欠陥』でも、『故障』でもないでしょ！！」の記事を載せ、みなさんに問いかけている訳です。

⑦記事を読んでの感想ですが、法律の記述には呆れるばかりです。

障害は欠陥でも故障でもない。個人を尊重するこの国は、障害者を機械のように捉えて

いるのかと思いました。

障害者を蔑むような先入観というか風習というか、そういうものはもう法律の中に出来上がっているんだと知り多少なりともショックを受けました。そして、悲しくなりました。

きっと、そういう価値観が出来上がっているから勉強をする人も不自然には感じないのでしょうか。

障害者に優しい国になろうとしているのではないのかと落胆しました。

今「1リットルの涙」を見ているます。話の中に養護学校がでてきているのですが、何故だか普通の学校より劣っているように感じました。(TVの中で劣っているように表現しているわけではありません)。そう感じる自分があることも嫌です。

何故、「部」なのだろうと改めて考えてみて、同じ敷地内や校内に幼・小・中・高があるからなのかなと安易な考えをしてみました。それでも「部」である必要はないと思いました。

何故、普通の学校と同じ扱いにならないのか。

やっていることや人数の差があっても同じ扱いでもよいのではないかと思います。

⑧「欠陥」などのような言葉は、その人のできないところばかり注目するというような気がします。

その人の状態に合わせてかかわることが大事だと思いますが、その人のできなさよりもできる場所を見つけながらかかわることが、かかわり手にとって必要な視点ではないかと思いました。

私がもし自分の苦手な部分ばかり指摘されてもっとがんばれなんて言われたら、嫌な気持ちになることだってあるんじゃないかと…

法律はもちろん、かかわり手がどう意識するかも大切なことだと思いました。

⑧への返信

障害児・者の見方は、従来の医療、教育、福祉等々は障害を欠陥と捉え、それ故に欠陥を補うことを目的にした学問でした。自分が今あなたの学ぶ大学に入学した40数年前には、講座名は「心身欠陥学」でしたものね。

障害児教育観が変わろうとしてきたのは、ほんのごく最近の動き。

それだけに、いつまでも旧態のままの視点表記の学校教育法上の表現が気になり、変え

るべきとHPに記載した訳です。

中央教育審議会もようやく腰を上げたようですね。やっと、教育関係法上の表現も変わるでしょうね。

言い換えれば、障害児教育関係の時代背景は、今もまだ、この程度の時代ということにもなります。

真に障害児問題に社会の人々、一人一人の意識が変革するには、もう数世代必要かと想像します。

それだけに、その足場となるものを、我々は築いて行く必要があるということでしょうね。

「学問バカ」、「専門バカ」にならないように、しっかりと時代背景も認識してくださいね。

なお、あなたの云わんとする「かかわり手の視点」によって障害児・者の処遇が左右されるだけに、係わり手の視点の検証、自覚の重要性については、既に、「雑学 BN」のレポート関係 P、2003. 2.「単に『係わる』だけでなく、『係わり合う』ことの意味」で触れていますので、参照ください。